

付注

付注-1 『東京圏と他の地域の入職超過率の差の要因分解』について(第II-46図)

要因分解は、次の算式による。

$(P_T/L_T - P_O/L_O) = (J_T/L_T - J_O/L_O)$ 他の地域からの純流入入職超過率の差

$+ (K_T/L_T - K_O/L_O)$ 純流入以外の入職率の差

$- (R_T/L_T - R_O/L_O)$ 離職率の差

L_T, L_O :東京圏及び他の地域の常用労働者数

P_T, P_O :東京圏及び他の地域の入職者数－離職者数

J_T :東京圏への純流入者数(他の地域から東京圏への入職者数－東京圏から他の地域への入職者数)

J_O :他の地域への純流入者(= $-J_T$)

K_T :純流入以外の東京圏への入職者数(東京圏への入職者数 $-J_T$)

K_O :純流入以外の他の地域への入職者数(他の地域への入職者数 $-J_O$)

R_T, R_O :東京圏及び他の地域の離職者数

付注

付注-2 『転職入職率の変化に対する労働者構成の変化の寄与度』について (第II-47図)

本寄与度は、労働者構成の変化の寄与度を男女構成、パート比率、産業構成の三つに分けるために、次の方法で推計した。

性(2区分)、就業形態(2区分)、産業(33区分)別の転職入職率を次の推計式で表す。

$$Y_{i,j,k} = A_i + B_j + C_k + D + \text{残差}$$

Y: 転職入職

i: 性を表す添字 (i=1~2)

j: 就業形態を表す添字 (j=1~2)

k: 産業を表す添字 (k=1~33)

ここで、 A_i 、 B_j 、 C_k 、 D は、性×就業形態×産業のクロスセクションデータを用いて、性ダミー、就業形態ダミー、産業ダミーを説明変数とする加重回帰により推計する。

この推計式を用いて、次の算式により寄与度を計算する。

$$\Delta Y_{T,T,T} = \sum_i A_i \Delta I_{i,T,T} \cdots \text{男女構成の変化の寄与度}$$

i

$$+ \sum_j B_j \Delta I_{T,j,T} \cdots \text{パート比率の変化の寄与度}$$

j

$$+ \sum_k C_k \Delta I_{T,T,k} \cdots \text{産業構成の変化の寄与度}$$

k

$$+ \sum_{ijk} \Delta A_i I_{i,T,T} + \sum \Delta B_j I_{T,j,T} + \sum \Delta C_k I_{T,T,k} + \Delta D$$

ijk

…その他の要因の寄与度

+ 残差

I: 労働者構成比

T: 性、就業形態、産業のそれぞれの合計を表す添字

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

付注

付注-3 『産業別就業者構成の変化に対する転職等の寄与度』について(第II-55図)

本寄与度は、次の方法で推計した。

$$\Delta_1 l_i = l_i (\Delta_1 L_i / L_i - \Delta_1 L_T / L_T) \text{ (コーホートの要因による寄与度)}$$

$$\Delta_2 l_i = l_i (\Delta_2 L_i / L_i - \Delta_2 L_T / L_T) \text{ (転職等による寄与度)}$$

l_i : 産業の就業者の割合 (L_i / L_T)

L_i, L_T : 産業及び産業計の就業者数

Δ_1 : コーホートの要因による5年前からの変化

Δ_2 : 転職等による5年前からの変化

ただし、 $\Delta_1 L_i$ 、 $\Delta_2 L_i$ 等は次の方法で推計した。

$$\Delta_1 L_i = L_{i,c} - L_{i,-5}$$

$$\Delta_2 L_i = L_{i,o} - L_{i,c}$$

$L_{i,o}$: 当年の就業者数

$L_{i,-5}$: 5年前の就業者数

$L_{i,c}$: コーホートの要因のみがあったとした場合の就業者数。これは、次のようにして推計した年齢階級別人数の合計である。

15～29歳及び60歳以上: 当年の実績の就業者数

30～59歳 : 5年前の25～54歳の就業者数

付注

付注-4 『「賃金労働時間制度等総合調査」(平成元年)及び「賃金構造基本統計調査」(平成元年)の特別集計』について(第II-68図)

1)「賃金労働時間制度等総合調査」の個票と「賃金構造基本統計調査」の個票(事業所票)をマッチングさせ両調査に共通の企業(以下「標本企業」とよぶ)を選定した。労働者数は「賃金構造基本統計調査」の個票(個人票)の労働者抽出率のみを考慮して、標本企業の労働者数に復元した。月間所定内給与についても労働者数と同様に労働者抽出率のみを考慮して、標本企業についての推計を行った。

2)賃金体系の種類は「賃金労働時間制度等総合調査」の調査票中に示されている次ページの表を用いて、以下のように「仕事給型」及び「総合給型」を定めた。

「総合給型」一表の3)イ～ハにおける数値が1-1-1-1と回答してあるもの。基本給の項目が2つ以上ある場合でもパターンが同じものだけからなる場合は、合わせて1つとみなす。

「仕事給型」一表の3)ハの数値が2であって、イ、ロの数値が1-1-2、1-2-2、2-2-1、1-1-1、1-2-1のいずれかに回答してあるもの。基本給の項目が2つ以上ある場合でも、いずれかの基本給の項目にこの要素があれば、それをもって合わせて1つとみなす。

① 基本給の名称 〔本給、職務給など具体的に 記入してください。〕	② 賃金表が ありますか。		③ 基本給のきめ方 〔賃金表がない場合には、初任給と昇給の関係から みた基本給の決定要素により記入してください。〕								④ 基本給の支給種類 (平成元年11月分)			
	ある	ない	イ 〔職務、職種 など仕事の 内容に列記 してきめら れています か。〕	ロ 〔賃金の決定に 当たって職務 評価を行いま したか。〕	ハ 〔業務執行に 関する能力、経 験、技術、専 業などの要素 に列記してき められています か。〕	ニ 〔年齢、勤続、 学歴などに 対応してき められています か。〕	ホ	ヘ	ヘ	ヘ	何	百	千	円
	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2				
	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2				
	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2				
	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2				

付注

付注-5 『非休日数の算出(推計)方法』について(第II-91図)

(第II-91図)

1 「日曜・祝日のみを休むとしたときの非休日数」 $=365+$ 「うるう年ダミー」 $-$ 「日曜日の数」 $+$ 「祝日等の数」 $-$ 「日曜日と重なる祝日等の数」 「日曜・祝日・週休の土曜のみを休むとしたときの非休日数」 $=$ 「日曜・祝日のみを休むとしたときの非休日数」 $-$ (「土曜日の数」 $-$ 「土曜日と重なる祝日等の数」) \times 「土曜日が週休である割合」

2 「うるう年ダミー」 $=1$:うるう年

$=0$:それ以外の年

3 「祝日等」とは、法律により休日と定められた日といわゆる振替休日以外のもの(国民の祝日、いわゆるブリッジ休日及び臨時の休日)及び1月2日、3日をいう。

4 国民の祝日等に関する経緯は次のとおりである。

(1) 建国記念の日、敬老の日、体育の日(よ昭和41年6月に新設された。このため建国記念の日は42年から実施された。

(2) いわゆる振替休日は昭和48年4月に導入された。このため48年においては建国記念の日は対象となっていない。

(3) いわゆるブリッジ休日は昭和60年12月に導入された(ただし5月4日が実際にブリッジ休日となるのは、暦の関係で昭和63年以降である。)

(4) 天皇誕生日よ平成元年に4月29日から12月23日へ移動したが、同年みどりの日(4月29日)が新設された。

(5) 平成元年と2年にそれぞれ1日ずつ臨時の休日が設けられたが、いずれも日曜日にも土曜日にも当たっていない。

5 「日曜日と重なる祝日等の数」は振替えがなされないもののみであり、前日または当日が日曜日であるために消滅するブリッジ休日を含む。振替休日の実施後も1月1～3日よ振替えの対象にならないと考えられる(元旦の振替休日はよ1月2日となる)ので、この3日間が日曜日と重なる場合にはこの中にカウントされる。

6 「土曜日が週休である割合」は、労働時間制度調査及び賃金労働時間制度等総合調査により週休形態別に次の日数をそれぞれの適用労働者割合で加重平均して求めた。

週休1日制—0日、週休1日半制—0.5日、完全週休2日制—1日、

月1回週休2日制—1日/ $\{(365日/12月)/7日\}=0.23日$ 、

月2回週休2日制— $0.23日 \times 2=0.46日$ 、

月3回週休2日制— $0.23日 \times 3 = 0.69日$ 、

隔週週休2日制—0.5日、

その他の形態—0.58日(月2.5回週休2日制と仮定)

ただし、39年以前はデータがないので40～44年の平均である0.06日を用いている。

付注
付注-6 『所定外労働による追加労働費用の試算(製造業)』について (第II-95図)

試算は下記の考え方によって行った。

$$\begin{array}{l}
 \text{(月間所定内給与額)} \\
 + \\
 \text{(月当たり平均賞与、その他特別給与)} \\
 + \\
 \left\{ \begin{array}{l} \text{労働保険料、健康保険料、厚生年金保険料、児童手当拠出金の} \\ \text{うち所定内給与、賞与その他特別給与に対応する部分} \end{array} \right\} \\
 + \\
 \text{(その他の固定的労働費用)}
 \end{array}
 \left. \vphantom{\begin{array}{l} \text{(月間所定内給与額)} \\ \text{(月当たり平均賞与、その他特別給与)} \\ \left\{ \begin{array}{l} \text{労働保険料、健康保険料、厚生年金保険料、児童手当拠出金の} \\ \text{うち所定内給与、賞与その他特別給与に対応する部分} \end{array} \right\} \\ \text{(その他の固定的労働費用)} \end{array}} \right\} \text{① 所定内労働時間} \\
 \text{対応部分}$$

$$\begin{array}{l}
 \left[\frac{\text{月間所定内給与額} - \text{通勤手当} - \text{家族手当}}{\text{月間所定労働時間}} \times 1.25 \right] \\
 + \\
 \left\{ \begin{array}{l} \text{労働保険料、健康保険料、厚生年金保険料、児童手当拠出金の} \\ \text{うち所定外労働時間 1 時間に対応する部分} \end{array} \right\}
 \end{array}
 \left. \vphantom{\begin{array}{l} \left[\frac{\text{月間所定内給与額} - \text{通勤手当} - \text{家族手当}}{\text{月間所定労働時間}} \times 1.25 \right] \\ \left\{ \begin{array}{l} \text{労働保険料、健康保険料、厚生年金保険料、児童手当拠出金の} \\ \text{うち所定外労働時間 1 時間に対応する部分} \end{array} \right\} \end{array}} \right\} \text{② 所定外労働時間} \\
 \text{1 時間対応部分}$$

$$\text{雇用増によった場合の時間当たり 1 人平均労働費用} = \frac{\text{①}}{\text{所定内労働時間数}}$$

$$\begin{array}{l}
 \text{所定外労働によった場合の時} \\
 \text{間当たり 1 人平均労働費用} = \frac{\text{①} + \text{②} \times \text{所定外労働時間数}}{\text{所定内労働時間数} + \text{所定外労働時間数}} \\
 \text{(時間外割増25\%の場合)}
 \end{array}$$

$$\begin{array}{l}
 \text{所定外労働によった場合の時} \\
 \text{間当たり 1 人平均労働費用} = \frac{\text{①} + \frac{\text{②}}{1.25} \times \text{所定外労働時間数}}{\text{所定内労働時間数} + \text{所定外労働時間数}} \\
 \text{(時間外割増がない場合)}
 \end{array}$$

所定外労働時間が変数となり、第II-95図所定外労働によった場合のグラフは緩やかな曲線となる。